



平成 26 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社村田製作所
代表者名 代表取締役社長 村田 恒夫
(コード：6981、東証第一部)
問合せ先 広報部長 野村 佳弘
(TEL. 075-955-6786)

会 社 名 東光株式会社
代表者名 代表取締役社長 川津原 茂
(コード：6801、東証第一部)
問合せ先 執行役員 田口 康則
(TEL. 049-285-2511)

資本業務提携の強化に関する変更合意書の締結のお知らせ

(平成 25 年 2 月 13 日付「資本業務提携の強化に関する合意書締結のお知らせ」の一部変更に係るお知らせ)

株式会社村田製作所（以下「村田製作所」といいます。）および東光株式会社（以下「東光」といいます。）は、平成 25 年 2 月 13 日に締結した資本業務提携の強化に関する合意書（以下「本資本業務提携合意書」といいます。）の一部変更につきまして、平成 26 年 2 月 13 日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、資本業務提携の強化に関する変更合意書（以下「本変更合意書」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

村田製作所および東光は、平成 25 年 2 月 13 日付プレスリリース「株式会社村田製作所および東光株式会社の資本業務提携の強化に関する合意書締結のお知らせ」によりお知らせしたとおり、平成 26 年 3 月に開催される東光の定時株主総会において、東光の取締役の任期を 1 年に変更する旨の定款変更議案（以下「本議案」といいます。）を上程することを、本資本業務提携合意書において合意しておりました。しかしながら、定時株主総会の招集通知発送が見込まれる平成 26 年 3 月上旬においても、村田製作所による東光株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）による株式取得が完了しないことが見込まれることから、本変更合意書を締結し、本議案を東光の株主総会に上程するタイミングを、平成 26 年 3 月に開催される定時総会終了後、最初に開催される株主総会（臨時株主総会を含みます。）へと変更することといたしました。

2. 変更の内容等

本変更合意書の締結に伴って、平成 25 年 2 月 13 日付プレスリリース「株式会社村田製作所および東光株式会社の資本業務提携の強化に関する合意書締結のお知らせ」のうち 2. (2) (e)② (7 ページ) の内容が以下の通り変更となります。

【変更前】

2. 資本業務提携の内容等

(2) 本資本業務提携合意書の内容

(e) 本公開買付け後の経営体制

- ②東光は、平成 26 年 3 月開催の定時株主総会において、取締役の任期を 1 年に変更する旨の定款変更議案を上程するものとする。

【変更後】(下線部は、変更部分)

2. 資本業務提携の内容等

(2) 本資本業務提携合意書の内容

(e) 本公開買付け後の経営体制

- ②東光は、平成 26 年 3 月開催の定時株主総会終了後、最初に開催される株主総会(臨時株主総会を含む。)において、取締役の任期を 1 年に変更する旨の定款変更議案を上程するものとする。

3. その他

本資本業務提携合意書において、村田製作所および東光は、村田製作所が保有する東光の転換社債型新株予約権付社債のすべてを転換(以下「本転換」といいます。)した後の発行済株式総数から東光が所有する自己株式数を控除した後の株式数に付与される議決権(当該議決権の計算上において単元未満株式は考慮しない)の 66.60%に相当する株式数を、本公開買付けにより買付け等を行った後に村田製作所が所有することとなる株式数の上限とすることに合意しておりましたが、本変更合意書において、当該上限株式数の具体的な算定方法を、次のとおりとすることを確認しております。

本公開買付けの開始日(以下「本開始日」といいます。)において入手可能な東光の直近の株主名簿に記載される発行済株式総数、自己株式数及び単元未満株式数(なお、これらの数値が本開始日時点までに東光により公表されていない場合、東光は村田製作所の要請に応じ、当該数値を公表(村田製作所が公表することを含む)するために必要な合理的方策を講じるものとする)を計算の前提とし、本転換後の発行済株式総数から、(i)東光の保有する自己株式数及び(ii)東光の保有する単元未満自己株式数を除外した単元未満株式数の合計を減じ、当該減算の結果得られる株式数に付与される議決権の 66.60%(当該議決権に 66.60%を乗じて計算される整数部分をいう)に相当する株式数を、当該上限株式数とする。なお、本公開買付けによる買付予定数の上限は、当該上限株式数より、村田製作所が本開始日時点において所有する普通株式数及び新株予約権付社債の潜在株式数を減じ、当該減算の結果得られる株式数の 1 単元未満を切り捨てた株式数とする。

以 上